

1999年10月1日 No. 45

全国一般労働組合全国協議会
 編集発行人 遠藤 一郎
 東京都港区新橋3-21-7 松本ビル
 TEL 03-3434-1236
 FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

秋季闘争！反戦平和—倒産失業 NO 闘争を巻き起こそう！

全国一般全国協中央執行委員会

自主生産ネットワーク、失業者ユニオンの結成を！

第九回定期大会でわれわれは反失業闘争に全力で取り組むことを決定した。失業者を先頭に「仕事をよこせ、生活の保障を！」と国や自治体に要求する闘いと、失業者自らが仕事を創り出し、そこに国や自治体の資金を引出してくる闘いに取り組んで行く。そのために「失業者ユニオン」の結成が呼びかけられている。十月中旬にはフランスのACC（アセー失業者組合）アギトン委員長を招いた講演会も開かれる。

反倒産闘争を通じた自主生産、自主再建の闘いがひろがりはじめている。国鉄闘争団は10数年の闘いの中で、生産協同組合をつくり事業を起こしながら闘いを進めてきた。これらを結合し、経験を交流し、実務的、事業的利益を産み出すことを目指し、自主生産ネットワーク作りが準備されている。政府省庁に共通の要求

を突きつけて行く運動にも取り組もうとしている。失業者自身の運動組織作り、自主生産ネットワーク作りは初めての経験だ。全国協も協力し闘いを前進させよう。

民事再生法反対、労働債権優先の倒産法整備を！

今秋の国会で、通産省の主導で、民事再生関連法案が上程されようとしている。労働者保護の観点がほとんど含まれていなかった従来の破産、倒産法体系の見直しを要求してきたにもかかわらず、これが完全に無視されている。労働者保護などは眼中に無い、企業の生き残りのみを追及するものとなっている。

これを許さず、民事再生法反対、労働債権優先の倒産法整備を要求する闘いに取り組まねばならない。合わせて、雇用調整助成金制度を変更し、将来性のある雇用増大に役立つ部門への資金を活用すると称し、一方的に不況業種への適用

を切り捨てる動きがでてきている。労働省へ緊急抗議要請に取り組もう。

反失業・反基地！二〇〇〇年沖縄行進を準備しよう！

二〇〇〇年七月、沖縄サミットが開催される。基地と失業問題に苦しめられている沖縄で先進国首脳が集い、なにを合意しようと言っののだろうか。日米政府は、普天間基地県内移転を年内

に決着させようと圧力をかけている。こんな暴挙を許すことは出来ない。逆に、サミットに対抗しアジア、沖縄、本土の民衆が集い、21世紀に向け、基地も失業も無い社会を創り出すメッセージを発する場とすべきではないだろうか。

二〇〇〇年春闘から七月サミットまで、一連の闘いとし、反失業闘争と反基地闘争を結合した全国行進を各地区から創意工夫して準備して行こう。



▲ 9/11~12 全国一般全国協第9回大会

産業再生法批判と使用者概念拡大の闘い

新たな国家的リストラに対して闘う武器をきたえよう

産業再生法が制定された。これは企業の経営資源を生産性の高い部門に集中させて、競争力強化をはかるといふ露骨なリストラ推進法である。

この法の適用を受ける企業は、・国家の支援を受けて人員整理、・分社化の継続の簡素化、・ストックオプション(賃金のかわりに自社株を一定の価格で購入する権利)を子会社の従業員に拡大、・債務の株式化(債務を証券・優先株として銀行に引き取らせ、それを通じて公的資金を産業界にまわす)、・子会社への営業譲渡手続きの簡素化など「事業再構築」(合併・営業譲渡・設備人員廃棄)をおこなうことができる。

「労働組合との合意は不要」と答えている。当然にも、分社化・転籍による労働条件の改悪、合併・営業譲渡にともなう人員整理、解雇・再雇用、事業所閉鎖など労働者の雇用と権利への影響は計り知れない。

こうした新しい状況に、戦後労働運動が蓄積してきた親会社・背景資本への闘いの拡大、「使用者概念の拡大」の戦略・戦術を再度点検・共有化しその意義と限界を見極めることが必要だ。形式上は独立の法人格を有している、資本・人事・精算・営業・金融などの面で、親会社・元請け会社・受け入れ会社などの実質的支配の下にあれば、問題解決能力をもつこれら企業への交渉・責任追及は避けられない。60年代中期以降、高度経済成長に伴う大企業による支配統合過程で、倒産・合理化・組織破壊攻撃に抗する闘いが生み出した手段が「使用者概念の拡大」である。その闘いは団結権確保・不当労働行為の摘発を突破口として直接的雇用責任・使用者責任を追及していく闘い「法人格否認」の闘いに発展していく。

不当労働行為での使用者責任は判例・命令・法理上はほぼ確立しているが、雇用契約上の使用者責任については厳格な要件を求められる現状にある。

派遣先企業と派遣労働者の団体交渉権を積極的に認めた朝日放送事件最高裁判決(95年2月28日)などを先例として、今後、新たなリストラとともに派遣労働の拡大も視野に入れた緻密な対策が求められる。産業再生法による国家的リストラに反対しよう。雇用契約上の使用者概念の拡大を勝ち取ろう!

一、産業再生法による国家的リストラに反対しよう!

二、雇用契約上の使用者概念の拡大を勝ち取ろう!

二、雇用契約上の使用者概念の拡大を勝ち取ろう!



▲ 7/23日の丸・君が代法制化反対集会

反動諸立法の成立弾劾! 改憲・有事立法を許さず闘おう!

通常国会では、反動諸立法の採択が相次いだ。九月末には自公連立政権が成立するが、すぐさま船舶臨検法と国連平和維持軍参加を決めようとしている。また、金持ちの為に相続税の最高税率をダウンさせ、消費税は大幅アップしようというのだ。続いてくるのは改憲、有事立法、徴兵制であり、国家総動員体制である。すでに、新ガイドライ

あり、資本家階級とその政府である。第一に、労働運動が先頭に立ち、交通労働者と共に、戦争反対、生活破壊反対、雇用破壊反対を掲げた集会・デモを組織しよう。第二に、全国各地で市民団体と共に闘いの火花を上げよう。各地の基地反対闘争を行い、自治体に戦争協力するなど申し入れよう。第三に、戦争の刃が向けられているアジアの労働者と連帯して闘おう。十月二十一日には大阪剣先公園で、二十二日には京都で、東京でも超党派議員の呼び掛けた反戦平和集会が行われるだろう。十一月下旬には海外ゲストも呼んでアジア共同行動連帯フォーラムが行われる。私達は、今秋、戦争反対、雇用破壊反対闘争に立ち上がろう。

10・21 大阪集会
剣先公園

10・21 生活破壊と戦争への道を許す京都集会

10・31 日米合同軍事演説対滋賀あいは野集会

宮城発

黒井自動車和解!

宮城合同労組

黒井系列自動車学校支部は、不当配転争議、未払い賃金争議のうち不当配転について中労委で勝利和解した。内容は、「組合員二名の赴任先出向扱いを含む多数を元の職場に戻す・会社は、出向・配転の異動命令を行う場合には組合及び組合員に移動の必要性を十分に説明(協議)する」である。当該争議は、組合員十四名(内八名組合幹部)を「本人の意志に反する異動はしない」とする協定を無視し、黒井資本の系列下でも別法人の間の異動を、通常の人事異動、会社の専権事項として強制かつ威圧的に行った事に発した。組合は、組合潰し弱体化を狙った異動として、仮に赴任した労働委員会、裁判と平行して闘った。裁判は約一年に渡り職権による和解交渉が続いたが、最終局面に入ると会社側が交渉経過を無視して拒否した。その後、中労委で、公益委員は強力なイニシアチブを発揮し、会

社に対し裁判で成立しかけた和解内容を前提に和解する様に要求した。結局、非常識な会社も争議和解を余儀なくされ、七月二十六日和解協定書に調印した。こ

東京発

闘いを振り返って

全国一般なんぶ 消化器病学会争議当該 孫 龍徳

九八年十一月三日、小村事務局長が読み上げる解雇通知を聞いて怒りが沸々とわき上がってきた。業務縮小、業務命令違反、秩序維持違反が解雇の理由であるが、それが悪意に満ちた文章で書かれていた。確かに国際学会の日本誘致は断念したが、それによって私の担当業務が激減などとしていないし、命令違反等については何ひとつ具体的な事例があげられてもない。

その日いつもどおり昼食を終え休み時間を過ごした後、職場に戻り静かに午後

の争議で、会社に組合と組合員に人事異動の必要性を十分説明する義務を負わせ

た事は、一方的リストラが横行する今日の状況下で成果を勝ち取ることが出来

た。皆様のご支援ありがとうございました。皆様のご支援ありがとうございました。なお、未払い賃金争議は十二月二十日仙台地裁で判決です。

後、職場に戻り静かに午後

と突然事務局長に理事長室まで呼ばれた。そこで私の

雇撤回を求めて粘り強く抗議行動を続けたが、仮処分を申し立てた地裁で、職場復帰ではなく金銭による和

全国協第九回大会の成功を二〇〇〇年に

全国一般全国協議会第九回大会が九月十一日から十二日東京で開かれ、成功裡に終了した。この間の全国協の闘いが共闘関係を大切にしていることを反映して、全労協藤崎議長をはじめとして多くの来賓の方々からご挨拶をいただいた。今後

解で決着をつけることにした。長崎ではお世話になりました。ありがとうございます。また、今大会は各地の闘いの報告が活発に行われた。企業経営危機が深まる中で、リストラ、首切り攻撃が吹き荒れているが、それぞれ

の地方が実によく闘っていることが発言されていた。こうした各地の闘いや共闘関係の中で、中岡委員長は、中小労働運動の変革と発展のために「具体的に組織をつくっていくことを今しなければならぬ」と大会を締めくくった。二〇〇〇年、全国協は結成十周年を迎え、二〇〇一年には新たな十年目に入る。二十一世紀の労働運動を担うため、全国協の仲間が団結してがんばろう!

私たち南海タクシー労働組合は、九三年より残業未払い賃金の支払いを求め、会社と闘ってまいりました。しかし会社は監督署の是正勧告・徳島地裁の支払い判決に一切従いませんでした。

解雇の背景である未払い賃金闘争も、七月十九日に、高松高裁より控訴棄却判決が出され、闘いの勝利が再確認されました。そして七月二三日には、徳島地労委

全国協関西ブロックの闘う仲間の支援のもと、南海タクシー・親会社徳島バスへの抗議集会なども取組んでまいりました。しかし、南海タクシー久保社長は、何一つ解決しようとしません。私たちは、南

徳島発

不当解雇を撤回させるぞ!

徳島南海タクシー労働組合 書記長 鎌田和憲

それどころか、九六年八月に、会社はその報復として、労働組合書記長に対し解雇攻撃をかけてきました。私たちは不当解雇であると徳島地裁に提訴し、九九年六月十一日、解雇無効の勝利判決を勝ち取りました。また

私たちは、南海タクシーと親会社徳島バスに対し、抗議集会

より団交拒否、不誠実団交に対し、不当労働行為にあたるとして救済命令が出されました。勝利々々の中、私たちは徳島での地域の仲間、全国ハイタク共闘会議

街宣行動・差し押さえなどの闘いを強化拡大していき

ます。解雇撤回・現職復帰未払い賃金闘争に向けて更なるご支援をよろしくお願

九州発 新たな仲間が加盟

福岡ゼネラルユニオン

ゼネラルユニオン(大阪) デニス氏のジョス解雇撤回闘争の福岡での行動を契機に、福岡で外国人労働組合の準備を開始したのが二年前です。当初、私立大学から数名が参加し、変則的な有期雇用の実態や日本人の講師との明らかな差別の実態等を報告し、労働組合の必要性を確認し合うところからミーティングをスタートさせました。その後、二カ月に一回のペースで労働基準法や労働組合法等の学習会や熊本ゼネラルユニオンの闘い等をテーマにミーティングを繰り返してきました。今年の四月、そのメンバーの一人が大学を退職し、失業保険の申請を行い、大学が雇用保険に加入していなかった事が明らかになり、事態は大きく展開しました。大学当局との交渉、

発本 安心して働ける職場を 取り戻すまで頑張るぞ

由倉工業労働組合

私達由倉工業労働組合は、

会社の突然の専制的な労務

ハローワークとの交渉、県労働部との交渉等、労働組合での交渉がはるかに有利だろうとの判断から、とりあえずは三名で「福岡ゼネラルユニオン」を結成しました。全国協には直ちに加盟申請書を送り、めでたく七月十七日に加盟が承認されました。その後、数名が労組に加盟し、徐々に広がっています。次回の全体ミーティングを経て、マスコミ等を通してメジャーデビューをしようと思っています。福岡での外国人労働者の闘いは始まったばかりですが、大阪や熊本、名古屋などでは多くの外国人労働者の闘いがあります。その経験と教訓を生かして、のびのびと闘いを展開していこうと思っています。これからよろしく。



▲ 由倉工業労働組合

政策への変更そして組合潰し攻撃に対して、組合員全員で今日まで闘ってきました。この間の闘いは、会社の組合活動に対する誹謗中傷、組合員への脱退工作をして組合員の脱退、少数派組合運動への移行など、今までに経験したことがない試行錯誤の組合活動でした。結果として組合員は現在三十一名ですが、佐野地区労や支援共闘会議として全国一般全国協の仲間を支えられて頑張っています。闘いの経過の中で、企業内組合の状態から外に目を向ける

組合になった事は、私達が成長した事であり、企業内組合からの脱皮なしに勝利はありえない事を確信しました。栃木地労委への不当労働行為の救済申し立てでは、今年四月組合側の全面的勝利命令が交付されましたが、会社が中労委へ再審査の申立を行った事で、闘いは東京へと移ります。東京総行動による由倉本社への抗議行動と中労委闘争を充実させ、勝利目指して総力をあげて闘っていきますので、皆さんのご支援をよろしくお願いします。

寄稿

友誼組合紹介 神奈川シテイユニオン

神奈川シテイユニオン

(組合員数五百八十四名) は、約三十数ヶ所の職場で組織活動を維持し、一年間に三百件(十四ヶ国・四百人)の労働相談を行っています。シテイユニオンは「一人でも誰でもいつでも入れる労働組合(union for everyone)」に「一人はみんなの為に(one for all)」、みんなは一人の為に(all for one)」の二つを合言葉にしています。「union for everyone」は直訳では「みんなの為の労働組合」です。こうした運営の仕方は、倒産・解雇・リストラといった大量失業の時代に適切に対応できる労働組合運営だと確信しています。しかし、良い事ばかりではありません。「いつでも入れる」事は「いつでも辞められる」事につながり、労働相談解決後の組合員の定着が低いという弱点があります。「誰でも入れる」事は「色々な問題がある労働者も加入する」事にもつながり、十四ヶ国に及ぶ多様な組合員構成の中で組合の団結を維持する困難さもあります。これらの事の適切な対応や克服が今後の宿題です。「one for all and all for one」とは「困った同士の助け合い運動」であり、具体的には「シテイユニオン一日行動」です。シテイユニオンは昨年実績で六十回を超える一日行動(地域共闘やシテイユニオン単独の一日行動、労働法改悪反対行動等)を行っています。一日行動には、相談者自らが参加する事を義務とし、毎回三十〜六十人の数ヶ国の労働者の参加が九年間も続いています。結果として、一日行動はそれぞれの労働相談の解決の速さや解決内容に大きく寄与しています。更に一日行動には様々な政治・社会的行動も含み、参加した労働者の意識変革と社会運動の可能性を秘めています。